

議案第 6 3 号

大口町農業集落家庭排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部
改正について

大口町農業集落家庭排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例を別紙のように定めるものとする。

平成 2 5 年 9 月 4 日提出

大 口 町 長 森 進

(提案理由)

この案を提出するのは、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成 2 4 年法律第 6 8 号）が平成 2 4 年 8 月 2 2 日に公布され、消費税法（昭和 6 3 年法律第 1 0 8 号）の一部が改正されることに伴い、この条例の一部を改正するため必要があるからである。

大口町農業集落家庭排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部
を改正する条例

大口町農業集落家庭排水処理施設の設置及び管理に関する条例（平成２年大口町
条例第１２号）の一部を次のように改正する。

第９条第１項中「算定する」を「算定した額に、消費税法（昭和６３年法律第１
０８号）に定める消費税の税率を乗じて得た額及び地方税法（昭和２５年法律第２
２６号）に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を加えた金額（その額に１円未
満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。）とする」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第９条関係）

単位（１使用月）

区分	基本使用料		超過使用料	
	排出量	使用料	排出量	使用料 （１立方メートルにつき）
水道水使用の場合	１０立方メートルまで	７１４円	１０立方メートルを超え ２０立方メートルまで	１０４円
			２０立方メートルを超え ３０立方メートルまで	１１９円
			３０立方メートルを超え ５０立方メートルまで	１２８円
			５０立方メートルを超え １００立方メートルまで	１３３円
			１００立方メートルを超えるもの	１５２円
その他の	基本使用料		加算使用料	

場合	世帯員 2 人 まで	9 5 2 円	1 人増すごとに	4 2 8 円
水道水そ の他の併 用の場合	使用料			
	使用者の使用の態様を勘案して、町長が定める。			

附 則

- 1 この条例は、平成 2 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例による改正後の大口町農業集落家庭排水処理施設の設置及び管理に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の排出量に係る使用料から適用する。ただし、施行日前から継続して使用し、かつ、施行日後における最初の検針により確定する使用料の算定方法は、なお従前の例による。

大口町農業集落家庭排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部改正新旧対照表

新	旧
(使用料の算定方法) 第 9 条 使用料は、別表に規定するところにより算定した額に、消費税法（昭和 6 3 年法律第 1 0 8 号）に定める消費税の税率を乗じて得た額及び地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を加えた金額（その額に 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。）とする。 2 ・ 3 略	(使用料の算定方法) 第 9 条 使用料は、別表に規定するところにより算定する。 2 ・ 3 略

新

別表（第 9 条関係）

単位（1 使用月）

区分	基本使用料		超過使用料	
	排出量	使用料	排出量	使用料 （１立方メートルにつき）
水道水使用の場合	１０立方メートルまで	７１４円	１０立方メートルを超え ２０立方メートルまで	１０４円
			２０立方メートルを超え ３０立方メートルまで	１１９円
			３０立方メートルを超え ５０立方メートルまで	１２８円
			５０立方メートルを超え １００立方メートルまで	１３３円
			１００立方メートルを超え るもの	１５２円
その他の場合	基本使用料		加算使用料	
	世帯員２人 まで	９５２円	１人増すごとに	４２８円
水道水その他の併用の場合	使用料			
	使用者の使用の態様を勘案して、町長が定める。			

旧

別表（第 9 条関係）

単位（1 使用月）

区分	基本使用料		超過使用料	
	排出量	使用料	排出量	使用料 （１立方メートルにつき）
水道水使用の場合	１０立方メートルまで	７５０円	１０立方メートルを超え ２０立方メートルまで	１１０円
			２０立方メートルを超え ３０立方メートルまで	１２５円
			３０立方メートルを超え ５０立方メートルまで	１３５円
			５０立方メートルを超え １００立方メートルまで	１４０円
			１００立方メートルを超えるもの	１６０円
その他の場合	基本使用料		加算使用料	
	世帯員２人まで　１，０ ００円		１人増すごとに　４５０円	
水道水その他の併用の場合	使用料			
	使用者の使用の態様を勘案して、町長が定める。			

改 正 要 旨

1 改正の目的

消費税率の改正に伴い、現在税込みで規定されている使用料を税抜きでの規定に改正をするものです。

2 改正の概要

第9条関係（使用料の算定方法）

別表を税抜きの金額に改め、それに消費税等を加えた額により算定することとします。

3 施行期日

平成26年4月1日から施行します。